

# 低所得の子育て世帯に対する**子育て世帯生活支援特別給付金** (ひとり親世帯以外)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、  
低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行います

**支給額** 児童1人当たり、一律 **5万円**

**18歳未満の児童(障がいのある児童は20歳未満)の養育者で、**

- **令和3年度分の住民税均等割が非課税の方**
- **令和3年1月以降に家計が急変し、住民税均等割非課税相当の収入となった方(家計急変者)**

**対象者**

※年齢: 令和3年3月31日時点

※非課税相当の収入例(年収: 3人世帯で205.7万円以下 4人世帯で255.7万円以下 など)

(申請が**必要**な方)

**16歳から18歳未満の児童のみの養育者**や、**家計急変者** など

(申請が**不要**な方)

児童手当又は特別児童扶養手当を受給されている非課税の方

# 申請手続きについて

申請が**必要**な方は、次の手続きを行ってください

(申請期間) **令和3年6月24日(木)** ~ 令和4年2月28日(月)

(申請書類) 大阪市ホームページをご覧ください

(申請方法) **大阪市こども青少年局子育て世帯生活支援給付金担当**

(〒550-0012 大阪市西区立売堀4丁目10番18号)

**送付(郵便または信書便)**

(問合せ先) **06-6535-9080** (月曜日から金曜日の9時~17時30分(祝日除く))

**令和3年7月6日(火)**に、令和3年4月分の児童手当等を受給されている方へ給付金を振り込みます(申請不要)。それ以外の方は、順次支給します。